

必要図書

No.	必要図書	法第42条第2項道路の後退方法 未判定道路等の道路判定		法第43条に関すること		共通で記載すべきこと
		記載すべきこと		記載すべきこと		
1	付近見取図 (1/2500) 若しくは (1/500)	○		○	<ul style="list-style-type: none"> 法第42条に規定する道路に至るまでの状況 (最小幅員、間口の幅員、道路から敷地までの距離) 法第42条道路を「茶」、道路扱いなし(公的管理)を「黄」、道路扱いなし(私管理)を「水」で着色 	<ul style="list-style-type: none"> 方位、縮尺 申請地を「赤」で着色
2	周辺現況図 (1/100程度)	○	<ul style="list-style-type: none"> 現況幅員 構造物 (側溝、鋸、吹道界等) 軒の出 	○	<ul style="list-style-type: none"> 構造物(側溝、境界等)、既存建築物の軒の出 	<ul style="list-style-type: none"> 方位、縮尺 敷地境界線を「赤線」で表示
3	現況写真 (2面以上)	○	<ul style="list-style-type: none"> 現況幅員を測定した位置 現況幅員を推定するための構造物 	○		<ul style="list-style-type: none"> カラー写真 撮影位置及び撮影方法をプロットした現況図
4	公図 (コピー可)	○		○	<ul style="list-style-type: none"> 法第42条に規定する道路に至るまでの空地の部分で、相談者が所有する部分の明示 	<ul style="list-style-type: none"> 申請地を「赤」で着色
5	地積測量図 (コピー可) (私有地の場合)	○		-		
6	官民明示図 ※1 (コピー可) (公有地の場合)	○		-		
7	その他					

※¹ 相談時点で、官民明示図がない場合は、提出は不要です。

※ その他建築の認定・許可に係る相談については、事前に確認の上、図書を整理してください。

※ 白地図は行政資料閲覧コーナー(6階)にてコピー可